



同時発表先：三次記者クラブ

令和8年3月23日

江の川・尾道松江線で発生する掘削土砂の 受入先を募集します

国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所では、江の川並びに尾道松江線で行う工事によって生じる土砂(建設発生土)の有効利用を図るため、別添資料により、民間工事等でも利用していただけるよう、窪地の埋め立てや低地の嵩上げ等を目的とした埋立(盛土)等での受入を募集します。

別添資料:建設発生土の受入地募集について
建設発生土「受入れ申込み書」

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

【河川担当】 副 所 長

かわむら あきら
河村 昭

河川管理課長

もりわき ひさし
森脇 央

TEL 082-463-4202

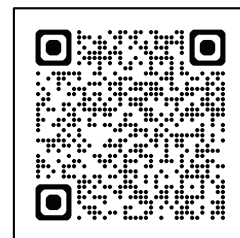
【道路担当】 副 所 長

たけした かずゆき
竹下 和幸

工務課 専門調査官

うえもと たかふみ
上本 孝文

TEL 082-463-4200



三次河川国道事務所
X (旧twitter)



三次河川国道事務所
HP

<三次河川国道事務所WEBサイト>

<https://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/news/n07.html>

「三次河川国道事務所」の河川・道路事業に伴う 建設発生土の受入地募集について

1. 募集の趣旨

国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所では、江の川米丸地区遊水地・尾道松江線の土砂掘削を実施しますが、掘削に伴い発生する土砂(以下、「建設発生土という。))の有効活用を図ることが必要となっています。

つきましては、窪地の埋立や低地のかさ上げ等をお考えの方で、建設発生土を受入れていただける方を募集します。

2. 応募要件

(1) 応募できる方

令和9年4月～令和13年3月の間で埋立等の土地造成等を予定している、近隣地域に土地を所有或いは貸借されている方。

(ただし、貸借の場合は、土地所有者の同意が必要です。)

(時期によっては、土砂掘削が終了している場合があります。)

(2) 土地の要件

- ① 建設発生土の発生場所からの運搬距離が、50km(移動距離)以内の位置に存在すること。
- ② 受入可能土量が、50,000立方メートル以上であること。
- ③ 大型ダンプトラック(10t車)で土砂(河川:主に玉石混じり土、道路:土砂(岩砕含む))の搬入ができること。
- ④ 法律、関係条例上、埋立(盛土)等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了していること。

3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間：令和8年3月23日(月)～令和8年4月30日(木)

(2) 必要書類：次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。

- ① 建設発生土「受入申込書」→別添の用紙
- ② 土地所有者の同意書(借地の場合)
- ③ 埋立等の許可証の写し
- ④ 埋立位置を示した地図

4. 選考

応募いただいた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立(盛土)に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

なお、選考基準としては、候補地までの運搬距離及び他の公共事業の建設発生土受入状況等を総合的に判断し決定します。

また、その結果は、その都度応募者へ通知いたしますが、選考内容に関するお問合せにつきましては公表することは出来ません。

5. 搬入条件

- ① 建設発生土の土質的条件及び建設発生土に関するその他条件を指定しない。
- ② 建設発生土の搬入(運搬)は、当方が行います。(無料)
- ③ 建設発生土搬入後の作業等(敷均し・締固め、及び土砂流出防止措置)は、応募者で行ってください。(覚書第8、9、11条参照)
- ④ 候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、申し込み時の搬入量を保証することはできません。(覚書第2条参照)
- ⑤ 搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、申し込み者において確実に行ってください。(覚書第5条参照)
- ⑥ 搬入に際しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、申し込み者において苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様や関係団体等への対応は必ずお願いします。(覚書第6条参照)
- ⑦ 建設発生土搬入後の管理については、土地所有者の責任において行っていただきます。
- ⑧ 搬入した建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。(覚書第15条参照)
- ⑨ 不正な利益(暴力団等の資金獲得活動等)を得る目的で、建設発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。(覚書第16条参照)

6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所
〒728-0011 広島県三次市十日市西六丁目2番1号

(河川担当)

T E L : 0824-63-4202(直通)

担 当 : 河川管理課 森脇

(道路担当)

T E L : 0824-63-4200(直通)

担 当 : 工務課 上本

申込日 令和 年 月 日

建設発生土「受入申込書」

国土交通省 中国地方整備局
三次河川国道事務所長 様

郵便番号:

住 所:

氏 名:

建設発生土の受入について下記のとおり申し込みます。

○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を 行う土地の面積	平方メートル
搬入予定量	立方メートル
搬入予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日

○連絡先

所属名称:

担当者氏名:

電話番号:

(内線)

三次河川国道事務所 事業予定位置図

